



一般就労に向けた協力体制に関する
基本協定書

平成31年4月

一般就労に向けた協力体制に関する
基本協定書

一般就労に向けた協力体制の構築（以下「本件」という。）に関し、株式会社電通国際情報サービス（以下「甲」という。）と一般社団法人アンマー（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（本基本協定の目的）

第1条 本基本協定は、乙が、障害者の雇用の促進等に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の目的に沿って、乙が運営する障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型施設及び就労移行支援施設と利用契約を締結した障害者（以下「乙施設利用者」という。）の一般就労を支援するため、甲乙間の協力体制の構築に向けた基本事項を規定することを目的とする。

（本件目的）

第2条 甲が扱うソフトウェア製品・サービス（セキュリティ製品である「AppGuard」を当面の対象とし、対象範囲の拡大については甲乙にて別途協議する。以下「対象製品」という。）を岡山県内の各自治体（対象範囲については甲乙にて別途協議する。）が採用するに至った場合（以下「前提事情」という。）、各自治体における対象製品の運用等のサポートを担う人材として乙施設利用者を捉え、当該人材を育成し就労につなげる（以下「一般就労」という。）ため、乙が障害者総合支援法に基づく乙施設利用者への教育訓練サービスを実施するに際して、甲及び乙は協力するものとする（以下「本件目的」という。）。

（当事者の義務）

第3条 甲及び乙は、乙施設利用者の一般就労に向けて、それぞれ合理的に対応できる範囲において、誠実に対応しなくてはならない。

2 甲は、前提事情の成立を要件として、本件目的を達成するために、以下の事項の協力を実施する。

- (1) 乙に、求める人材像やスキルなどの情報提供の協力。
- (2) 甲乙協議の上、乙施設利用者の職場見学の受け入れの検討。
- (3) 甲乙協議の上、乙施設利用者の職場体験の受け入れの検討。
- (4) 上記(2)及び(3)を実施する場合の費用は乙が負担する。

3 乙は、本件目的を達成するために、以下の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 乙は、甲より甲の求める人材像やスキルの情報提供がある場合、甲の指定する時間場所に赴きヒアリングを実施すること。
- (2) 乙が職場見学を希望する場合、乙のアセスメントに基づき乙施設利用者が甲の職場見学の必要性及びリスクまたスケジュールについて事前に甲に説明し承認を得ること。また甲の承認の後、実施時は乙の管理責任において実施すること。
- (3) 乙が職場体験を希望する場合、乙のアセスメントに基づき、乙施設利用者の甲の

職場体験の必要性及びリスクについて事前に甲に説明し承認を得ること。また甲の承認の後、実施時は乙の管理責任において実施すること。

4 他の規定の如何にかかわらず、甲は、自らの人的リソース、技術力、経済負担その他一切の状況を考慮のうえ、前提事情の成立や本件目的のための業務の推進、留保又は取りやめ等の判断を、何らの責任を負担することなく任意に行うことができるものとし、乙はこれを承諾する。

(一般就労に向けて)

第4条 甲及び乙は職場見学や職場体験を通じて、乙施設利用者の雇用について充分な可能性を検討し、持続的な雇用環境整備についても継続的に情報交換をすること。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本基本協定中及び本基本協定終了後においても、本基本協定を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(協定期間)

第6条 本基本協定は、2019年4月1日より発効し、2020年3月31日まで有効とする。なお、甲及び乙は、別途協議により合意した場合には、当該有効期間の延長を定めることができる。

(合意管轄)

第7条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第8条 本基本協定の解釈に疑義が生じた事項又は本基本協定に定めない事項については、両当事者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

株式会社 電通国際情報サービス
甲 東京都港区港南二丁目17番1号

コミュニケーションIT事業部
コミュニケーションIT営業部長

東崎厚広



乙 岡山県笠岡市用之江810番地1

一般社団法人 アンマー

代表理事 貝畠 明典



